

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金 交付要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

国の「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「国基金要領」という。）」が令和6年10月8日付けで一部改正されたことに伴い、府の交付要綱を改正するもの

2 改正内容

(1) 介護療養型医療施設廃止に伴う補助事業の廃止

令和6年3月31日をもって、介護療養型医療施設が廃止されたことに伴い、介護療養型医療施設から転換して新たな施設を整備する補助事業について、補助メニューから削除するもの

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の削除

国基金要領上は、これまでの補助率10/10を見直し、新たに補助率2/3を導入を行うという改正があったが、本府においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業が予算措置されていないため交付要綱から削除するもの

(3) 配分基礎単価の引き上げ

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、実態に見合った補助を行うために配分基礎単価の上限額を8.1%増の改定を実施するもの（昨年度8.9%増に引き続き実施）

(4) 過年度の事業に生じた残額を含む基金の一体的な管理

単年度ごとの管理から過年度残額も含めた一体的な管理に変更するもの

3 施行期日等

<適用日> 令和6年4月1日（国基金要領の改正通知の適用日）

<施行日> 令和6年12月17日（府公報掲載日）